

# 鹿追町地域防災計画ダイジェスト版

Town of Shikaoi



鹿 追 町

<b>計画の基本的考え方</b> ……………1	<b>災害が発生したら</b> ……………7
1 計画の方針……………1	1 災害応急対策……………7
(1) 鹿追町防災計画とは……………1	(1) 災害対策本部の設置……………7
(2) 計画策定の主旨……………1	(2) 情報の収集・伝達……………7
(3) 計画の前提となる災害規模……………1	(3) 応援要請……………9
(4) 計画をめぐる社会環境……………2	(4) 消防活動、救助活動……………9
<b>災害に備えて</b> ……………3	(5) 避難対策……………9
1 災害に強いまちづくり……………3	2 事故災害発生時の応急対策…12
(1) 防災力強化……………3	3 復旧計画……………12
(2) 水害予防対策……………3	
(3) 公共施設等の安全対策……………3	
(4) ライフラインの安全対策……………3	
2 災害に強い体制づくり……………3	
(1) 町民企業などの防災力強化……………3	
(2) 災害時要援護者への対策強化……………4	
(3) 災害情報通信網の整備……………4	

# 計画の基本的考え方

## 計画の方針

### (1) 鹿追町防災計画とは

鹿追町地域防災計画とは、災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第42条に基づき鹿追町防災会議が定める計画で、国の防災基本計画及び道の地域防災計画との整合を有し、相互が有機的に作用することにより防災対策が効果的に推進されるものです。

### (2) 計画策定の趣旨

本町は、「安全で、安心なまちづくり」をめざして、災害に強い町作り、地震に伴う、地すべり・がけ崩れや水害の防止対策、災害時に対応するための体制整備等の諸施策を推進しています。

しかし、平成16年の新潟県中越地震をはじめ、停滞前線及び相次ぐ台風による風水害等、大規模な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生し、防災対策における様々な課題が浮き彫りになり、これらの課題に対応する必要があることから地域の特性を考慮した地域防災計画の策定を行う事としました。

### (3) 計画の前提となる災害の規模

計画の前提となる災害の規模は以下のように設定しています。

#### ■ 地震災害

地震災害については、「釧路沖地震（M7.8）」及び「十勝沖地震（M8.0）」を想定しています。

#### まめ知識

震度 0	人はゆれを感じない
震度 1	屋内にいる人の一部が揺れを感じる。
震度 2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。吊り下げ物がゆれる。
震度 3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。
震度 4	眠っている人のほとんどが目覚めます。 吊り下げ物は大きく揺れ部屋の不安定な置物が倒れる。
震度 5 弱	一部の人には行動に支障を感じる。窓ガラスが割れたり、食器類・本が落ち、家具が移動することがある。
震度 5 強	多くの人が行動に支障を感じる。タンスなど重い家具、補強されていないブロック塀の多くが倒れる。自動車の運転は困難
震度 6 弱	たっていることが困難になる。耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。ガス、水道管等に被害が生ずる。
震度 6 強	立っていることができず、這わないと動けない。重い家具、戸が外れて飛ぶ。耐震性の低い住宅は、倒壊するものが多い。
震度 7	自分の意志で行動できなくなり、ほとんどの家具が移動しなかに飛ぶものもある。地割れ、地すべり、山崩れが発生する。

■ 風水害

風水害については、過去の大型台風や低気圧による集中豪雨、暴風雨、大雨等を想定しています。

■ 事故災害

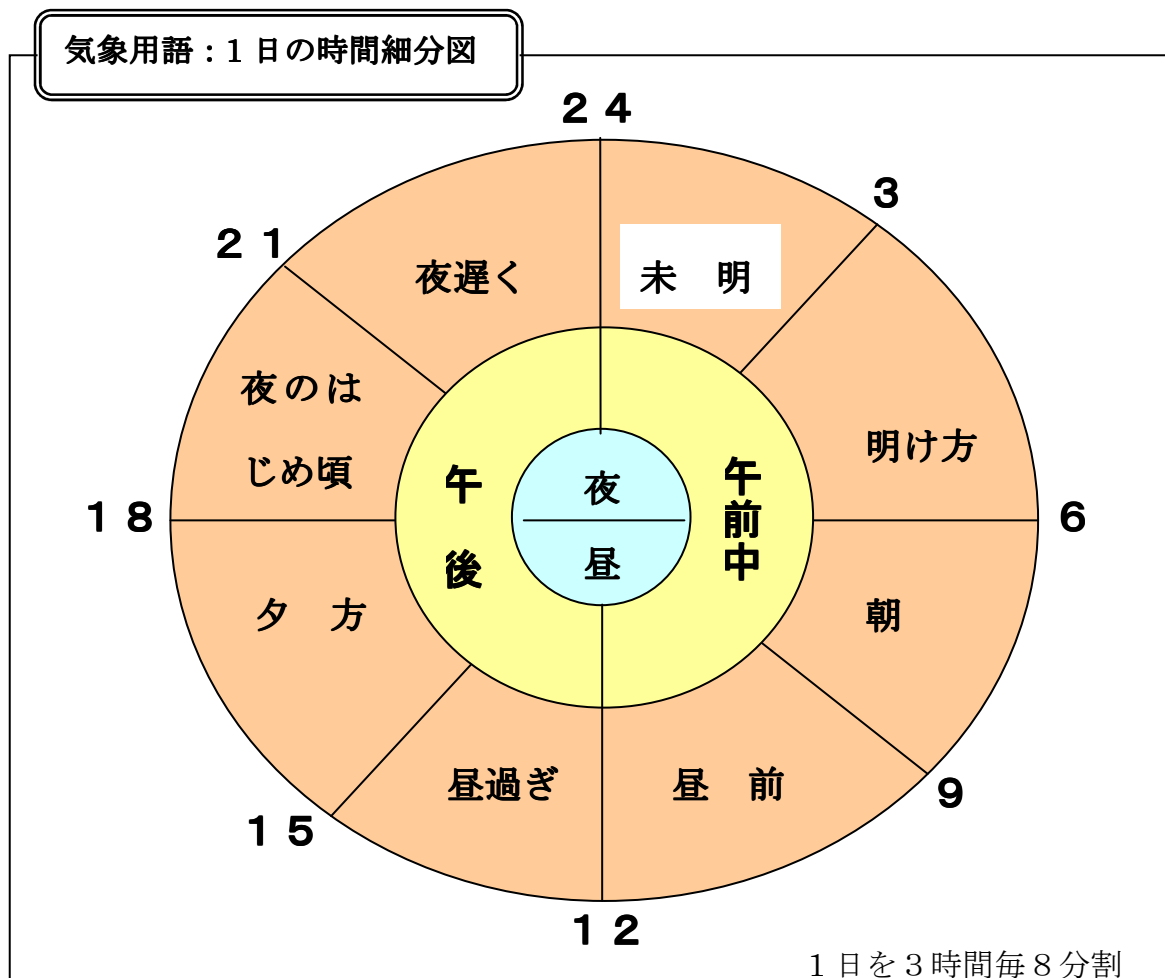
事故災害については、災害救助法が適用される規模の事故災害を想定しています。

(4) 計画をめぐる社会環境

■ 減災社会の実現に向けて

減災とは、災害を「いつか起きるもの、被害は発生するもの」と捉え、発生した災害の影響を最小限に抑えるために、行政、企業、住民などが日ごろから「備え」を実践することです。

取り組むべき対応としては、住宅・建築物の耐震化や家具の固定、食料や水の備蓄、防災知識・意識の向上等が挙げられますが、真の減災社会の実現のためには、町全体が「減災」を共有し、「自助＝個人の自覚」、「共助＝地域のコミュニティ」、「公助＝行政」による事前の備えを実践することが重要です。



※ 釧路地方気象台資料

# 災害に備えて・・・（災害予防計画）

予防計画は、本町の特徴を考慮しつつ、災害による被害を未然に防止・軽減するとともに、応急対策を効率的に実施するため、災害に強いまちづくりとしての骨格を計画したものです。

また、応急対策計画は、多くの方面に及ぶ被害への備えの充実に向けて本町及び各く防災関係機関のとるべき対策について計画したものです。

## 1 災害に強いまちづくり

### （1）防災力強化

災害に強いまちづくりを推進するため、建物の耐震化、公園・広場等のオープンスペースの整備拡充といった防災空間の確保、防災活動の拠点となる幹線道路・公園等の確保、避難する町民のための避難路・避難場所の確保など、町の防災性のより一層の向上を図ります。

### （2）水害予防対策

河川の氾濫、堤防の決壊、その他の水害において、その災害を軽減するよう努めます。

### （3）公共施設等の安全対策

災害後、避難、消火、輸送等の応急対策活動の中心となる道路施設については、安全性の向上等の対策を行います。

また、医療救護・避難収容などの中心となる重要公共建築物については、耐震性の確保、非常用設備の整備等を行っています。

### （4）ライフラインの安全対策

上下水道、電気、ガス、電話等の施設については、各事業所が各種防災対策を推進し、そのサービス機能の災害対応能力の強化に努めます。

## 2 災害に強い体制づくり

### （1）町民・企業などの防災力強化

#### ■ 防災知識の普及

町民や企業に対して、災害に関する基礎知識や日頃の備えと心構え、災害時の行動といった防災知識の普及、啓発を行います。

また、「防災の日」及び「防災週間」の機会を捉えて、重点的に防災知識の普及、啓発を行います。

- ① 広報誌、ホームページへの掲載
- ② ゆれやすさマップなどの配布

### ③ 防災ビデオの上映

#### ■ 防災訓練の実施

町では大規模災害の発生等を想定して、防災機関と町民の参加・協力のもと、防災週間等の時期を捉え「防災総合訓練」等を行います。

#### いざというときに備えて

- ① 居住地周辺の危険個所の確認
- ② 家の中の危険個所の確認
- ③ 非常持ち出し品、消火器等の確認
- ④ 連絡方法や避難場所の確認

#### ■ 企業内の防災体制の整備

企業は、災害に備えて、災害時の企業の果たす役割（従業員、利用者の安全、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各企業において以下の活動の推進に努めるものとします。

- ① 企業における防災計画（マニュアル）の策定
- ② 企業内の防災体制の整備
- ③ 社員への防災意識の啓発と企業内の防災訓練の実施
- ④ 非常用品の備蓄
- ⑤ 施設の安全性の確保
- ⑥ 地域内の自主防災組織との連携

### (2) 災害時要援護者への対策強化

---

#### 【対象者の把握】

災害時要援護者とは、心身障がい者、高齢者、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、妊婦、観光客、旅行者などを言います。

町では、「鹿追町災害時要援護者支援計画」に基づき、情報の把握に努めています。

#### 【情報伝達、避難支援、安否確認等の体制づくり】

自主防災組織、町内会、民生委員、児童委員等と協力しながら、情報伝達、避難支援、安否確認等の体制作りをさらに強化して行きます。

### (3) 災害情報通信網の整備

---

災害情報通信網として、NTT電話（災害時優先電話）、北海道総合行政情報ネットワーク電話、衛星携帯電話、防災行政無線などを整備しています。これら複数の情報通信網を活用し、災害時に重要な役割を担う通信が途絶しないようにしています。

また、新たな防災情報システムの導入、通信を確保するために必要な電力の確保等停電対策、通信手段の更なる多重化を行います。

■ NTT電話（災害時優先電話）

災害時に電話が輻輳することによりつながりにくくなる現象が起こることから、災害発生時における災害対策本部、防災関係機関及び町民との総合通信手段として、NTT回線電話を活用します。

■ 北海道総合行政情報ネットワーク電話

災害発生時における北海道及び各北海道出先機関との迅速な連絡を図るため、北海道総合行政情報ネットワーク電話を活用します。

■ 衛星携帯電話

災害発生時における新たな通信手段として衛星携帯電話を導入しています。災害時に影響を受けにくく、確実な通信手段として期待されています

## 緊急地震速報

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を強い揺れがくる前にお知らせするものです。

地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に素早くお知らせします。ただし、震源地に近い地域では強い揺れに間に合わないことがあります。

## 鹿追町職員の配備体制

区分	配 置 基 準	配備体制内容	職 員 体 制		活 動 内 容
			登庁執務職員	待機職員	
第1次注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・連絡</li> </ul>	総務課長または町民課長の指定する職員	総務課長 町民課長 農業振興課長 商工観光課長 建設水道課長 消防署長	情報収集・連絡
第2次注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3の地震発生</li> <li>・災害が発生するおそれがあり警戒、災害対策に備える必要があるとき</li> <li>・警報発表状態が継続される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回</li> <li>・情報収集</li> </ul>	総務課長 町民課長 農業振興課長 商工観光課長 建設水道課長 消防署長	左を除く全課長	情報収集・連絡 巡回指示
第1種非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4の地震発生</li> <li>・地震で町内状況把握の必要があるとき</li> <li>・初期の災害対策を必要とするとき</li> <li>・その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回</li> <li>・情報収集</li> <li>・被災地へ配置</li> </ul>	全課長 町民課長の指定する職員 上記に示す所属長の指定する職員	全係長以上の職員	情報収集・連絡 巡回指示の強化 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し被災地へ配置
第2種非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱または5強の地震発生</li> <li>・大きな災害が発生したとき、又はおそれがあるとき</li> <li>・初期の災害対策を必要とするとき</li> <li>・その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置</li> </ul>	全ての係員	全ての1号臨時職員	災害状況を本部長に報告し直ちに応急活動が開始できるよう所要の職員を配備する
第3種非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生</li> <li>・甚大な災害が発生したとき、又はおそれがあるとき</li> <li>・予想されない重大な被害が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置</li> </ul>	全ての職員 1号臨時職員 指定する2号臨時職員		災害応急対策に全力を傾注する



## 災害が発生したら・・・（災害応急対策計画、災害復旧計画）

地域防災計画では、災害が発生した場合に、迅速な初動体制の確立・適切な災害対応により、災害による被害を最小限に抑えるよう「災害応急対策計画」を策定しています。

また、災害による被害から速やかに回復し、町民・企業等が一刻も早く日常生活に戻ることができるよう「災害復旧計画」を策定しています。

### 1 災害応急対策

#### （1）災害対策本部の設置

災害が発生する直前又は災害発生直後の情報収集や町民への初動対応に関する体制を整備するとともに、以下の基準に応じて、鹿追町災害対策本部を設置します。

災害対策本部を設置した場合には、直ちに道知事及び関係機関に周知するとともに、報道機関等を通じて、災害対策本部設置を町民にお知らせします。

#### ＜災害対策本部設置基準＞

- 1 地震
  - ・震度5弱又は5強以上の地震が発生したとき、又はおそれがあるとき。
- 2 風水害
  - ・町全域あるいは局地的に大きな被害が発生するおそれがあるとき。
- 3 その他
  - ・本町域及びその周辺地域において、事故災害が発生し、今後被害が拡大し、本町域に被害が及ぶと予想されるとき。
  - ・その他町長が必要と認めたとき。

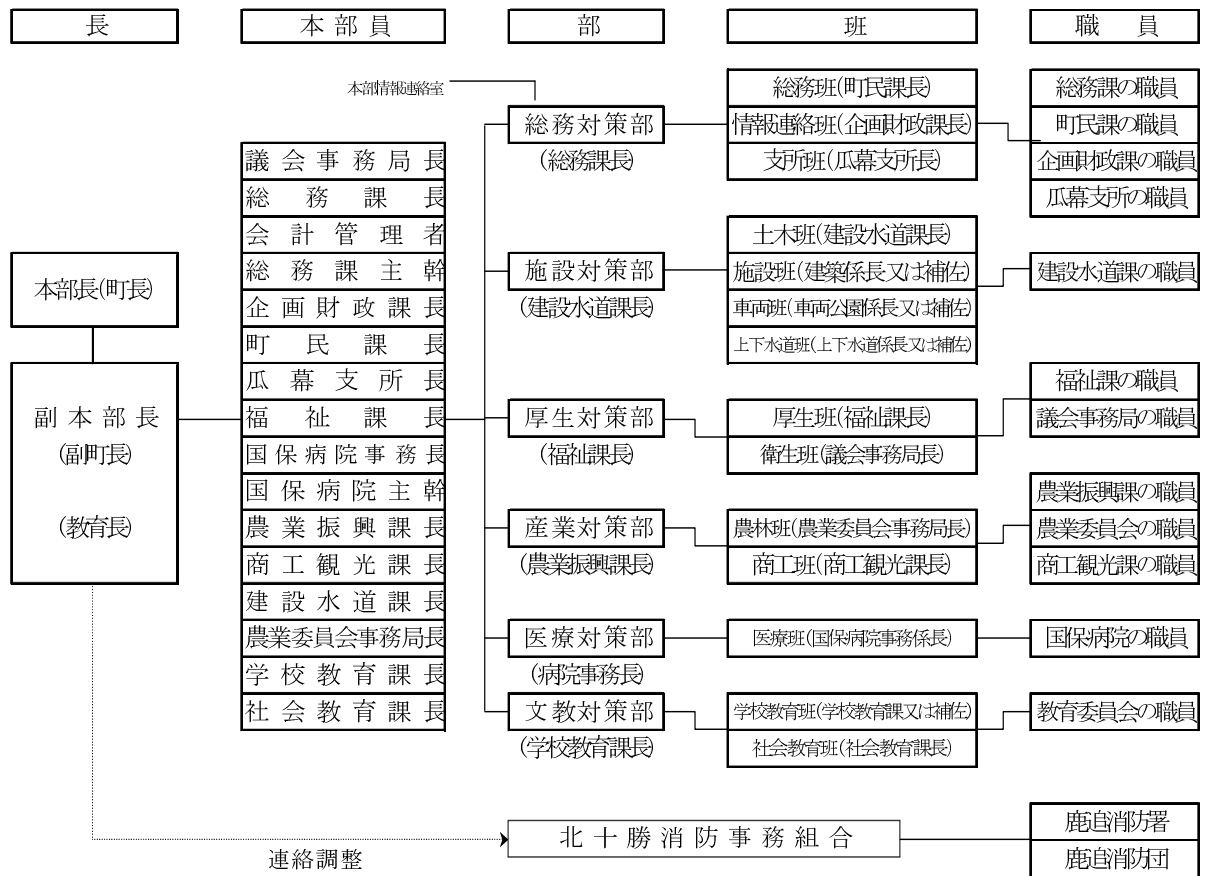
#### （2）情報の収集伝達

防災行政無線、衛星携帯電話及び災害時優先電話などを使用して災害情報の収集・伝達や応急活動の指令・連絡等を行います。

応急活動を実施する上での重要な気象予報等は、あらかじめ定められた連絡網等により伝達いたします。

また、町民に対しては、防災行政無線、広報車、ホームページなど様々な手段を用いて、災害情報について提供いたします。

# 災害対策本部及び組織図



## 災害用伝言ダイヤル サービス「171」

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したいとき、NTTの「災害用伝言ダイヤル171」があります。被災者の方が録音した安否情報などを「171」をダイヤルすることによって確認することができます。

### 【サービス開始時期】

- ・ 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・ 地震以外の大規模災害で電話が相当混み合っているとき

伝言を録音する場合

171 1 □□□□ ×× ××××

メッセージを録音

市外局番号 被災地内の自宅電話番号

伝言を再生する場合

171 2 □□□□ ×× ××××

メッセージを再生

### (3) 応援要請

被害の規模が大きく、本町だけでは対応が困難な災害が生じた場合には、被災状況や応援の要請内容等について明らかにし、下記の団体等に対して応援や職員の派遣を要請します。

- ① 国、道
- ② 自衛隊(道を通じて災害派遣要請要求)
- ③ 防災協定締結団体
- ④ 防災関係団体等
- ⑤ ボランティア

### (4) 消防活動、救助活動

#### ■ 消防活動

地震など大規模災害発生時に火災が発生した場合には、災害の規模に応じて非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員の動員を図り、情報収集及び消火活動を行います。

なお、災害時における諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、北十勝消防事務組合の定めるところによる。

#### ■ 住民による消火、救助活動

自主防災組織及び企業は、地域で発生した火災の消防機関への通報及び初期消火活動を行います。

また、二次災害の発生に注意し、救助が必要な住民等の発見・通報に努めるとともに、軽症者については応急救護措置を行います。

### (5) 避難対策

災害によって家を失ったり、住めなくなったり、安全性に問題があったりした場合切迫した危険から町民を安全な場所へ避難させることに関する事項を計画策定しています。避難には、避難勧告などがありますが、風水害のように事前に危険が察知できる災害については、災害時要援護者等の避難に時間を要する方々がスムーズに避難できるよう避難準備情報を設定いたしました。

- ※ 避難準備情報：避難地域の住民を拘束するものではありませんが、住民がその主旨を尊重することを期待して、避難のための準備等を勧め、又は促す行為です。
- ※ 避難勧告：避難地域の住民を拘束するものではありませんが住民がその主旨を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為です。
- ※ 避難指示：避難勧告より拘束力が強く、避難地域の住民を避難のため立ち退かせる行為です。

#### ■ 一時避難場所及び避難所

避難場所は、緊急避難のための一時避難場所と収容避難のための避難所に区分し、学校のグラウンド、公共施設等が指定されています。

## ■ 地震災害時の避難

地震時の避難は、自主避難が原則です。各自が日頃から確認している避難路等により避難場所への避難を行います。

避難の流れは、以下のとおりです。

- ① 自宅が全半壊して生命の危険等を感じたとき、近隣で火災が発生して延焼の危険があるとき、町から避難勧告等が発令されたとき等には、電気ブレーカー及びガスの元栓を落とした後に避難します。
- ② 近所に災害時要援護者が住んでいる場合には、一声掛け、協力し合って避難します。
- ③ 避難の際、狭い道路や塀ぎわは、門柱、ブロック塀が倒れたりするので離れて歩きます。
- ④ 避難するときは必ず徒歩で避難します。自動車等による避難は交通混乱をまねく原因となります。
- ⑤ 一時避難場所への避難誘導等、自主防災活動に積極的に参加します。

## ■ 風水害時の避難

- ① 浸水や土砂崩れ・がけ崩れ等により、町民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき、危険区域の町民に対して、避難勧告等の伝達を広報車等あらゆる手段により行います。
- ② 避難時は、集団で避難場所へ避難します。

### 非常持ち出し品を準備しましょう

平常時から非常持ち出し袋(リュック等)に準備しておきましょう。

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 主な持出し品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣類<br/>着替え、タオルケットなど</li><li>・非常用品<br/>携帯ラジオ、電池、ビニール袋、懐中電灯、缶きりなど</li><li>・貴重品<br/>現金、通帳類、印鑑、運転免許証、保険証など</li><li>・救急医薬品<br/>傷薬、胃腸薬、包帯、バンソウコウなど</li></ul> | <p>② 必要に応じて持出す品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・哺乳瓶、ミルク、おむつ等赤ちゃんの用品</li><li>・常備薬、おむつ等お年よりの用品</li></ul> <p>③ 食料、水</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食料：そのまま食べられるか簡単な調理で食べられるもの</li><li>・水：1人あたり1日3ℓを用意</li></ul> |
|---|---|

## ■ 防疫、廃棄物対策

災害発生時各種感染症に対する予防対策を講じ、発生防止を図ります。

また、ごみ処理やし尿処理に関しても、清掃業務を確実に実施して被災地区の環境衛生に万全を期します。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣町村及び道に応援を求めます。

## ■ 文教対策

災害時、学校においては児童・生徒の安全確保だけでなく、学校施設の被災による通常の教育が実施困難な場合の応急教育確保等を行います。

また、学校が避難場所として使用され、教育が長期間に渡り中断することを避けるため、教育再開の場所や学用品などの調達・支給を図り、応急教育を実施します。

## ■ 住宅及び宅地の対策

災害発生時に倒壊・破損した建築物が引き起こす二次災害（人的被害，拡大等）を防止するため、建築物及び宅地等の応急危険度の判定を行います。災害救助法の適用や仮設住宅建設のために被災家屋調査・被災宅地調査を行います。

また、災害によって住宅を失った被災者に対し、自らの資力では住宅の確保ができない被災者に対して、応急仮設住宅の建設や公営住宅、民間アパート等の活用を行います。

町は、必要に応じて、住宅業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進します。

## ■ ライフライン施設の応急対策

事業者間と被災状況、復旧体制等の情報交換を密にして、応急活動に努めるとともに、安全確認のための情報の広報等による二次災害の防止、利用者の不安解消を図ります。

### いざというとき、どうするか

- 1 まず落ち着いて身の安全を
  - ・ 机やテーブルに身をかくす
  - ・ 非常口の確保
  - ・ 慌てて外へ飛び出さな
- 2 あわてず冷静に火災を防ぐ
  - ・ 地震 すばやく火の始末を
  - ・ 火が出たらまず消火を
- 3 外へ逃げるときはあわてずに
  - ・ ガラスなど落下物に注意
- 4 山崩れ、がけ崩れに注意
  - ・ 地盤が緩み崩れやすくなっています
- 5 避難は徒歩で
  - ・ 持ち物は最小限に
- 6 協力し合って救出・救護
  - ・ 軽い怪我などの処置は、応急救護を
- 7 正しい情報の入手
  - ・ うわさやデマにまどわされない
  - ・ 防災行政無線・広報車の放送に注意
  - ・ 不要・不急な電話は掛けない

## 2 事故災害発生時の応急対策

### ■ 航空災害対策

航空機災害は、多くの人的被害が予想されることから、関係機関と緊密な連携のもと早期に初動体制を確立して、人命救助、救出活動を行います。

### ■ 道路災害対策

道路災害では、事故発生時に道路管理者が行う応急復旧活動、道路利用者への情報提供、交通規制・緊急措置の実施など応急活動が重要な対策となりますが、本町においても災害情報の収集や、被災者の救助・救急活動を行います。

### ■ 危険物等対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多発する災害が発生した際、早期に衝動体制を確立し、被害の軽減を行います。

### ■ 大規模な火事対策

大規模な火事災害が発生した場合早期に衝動体制を確立して、各種の予防、応急対策を実施します。

## 3 災害復旧計画

### (1) 復旧計画

### ■ 生活安定対策

- ① 災害後の被害を一刻も早く回復し、町民が支障なく日常生活ができるように実施します。
- ② 応急仮設住宅の供給、公営住宅への入居等居住場所を確保します。
- ③ 災害時要援護者への支援として、適切な情報提供や被災状況の把握、入所施設等への受け入れ、福祉ボランティアの確保等を行います。
- ④ 義援金の受け入れ・配分、災害弔慰金や災害見舞金の支給、災害援護資金の融資や租税の減免、被災生活再建支援法に基づく支援金の支給など各種金融支援を行います。

### ■ 産業の復旧

災害により、被害を受けた町民、中小企業者、農林水産事業者及びその他の団体に対する災害復興のための資金の貸付を行います。

### 雨量とイメージ及び風力階級表

※ 気象庁資料より

1時間雨量	人の受けるイメージ
10～20ミリ	ザーザー降る
20～30ミリ	どしゃ降り
30～50ミリ	バケツをひっくり返したように降る
50～80ミリ	滝のように降る
80ミリ以上	息苦しくなるような圧迫感、恐怖を感じる

風力	風速(m/秒)	陸上のようす
0	0.3未満	静穏、煙はまっすぐ昇る
1	0.3以上～1.6未満	風向機は、煙のなびく様子からわかる
2	1.6以上～3.4未満	顔に風を感じる
3	3.4以上～5.5未満	木の葉や細かい小枝が絶えず動く
4	5.5以上～8.0未満	砂ほこりが立ち、紙片が舞い上がり、軽い旗がなびく
5	8.0以上～10.8未満	葉のある灌木がゆれ始め、池や沼の水面に波頭が立つ
6	10.8以上～13.9未満	大枝が動き、電線が鳴りカサはさしにくい
7	13.9以上～17.2未満	樹木全体が揺れ、風に向かって歩きにくい
8	17.2以上～20.8未満	小枝が折れ、風に向かっては歩けない
9	20.8以上～24.5未満	人家にわずかな損害(煙突が倒れ、かわら等がはがれ)
10	24.5以上～28.5未満	樹木が根こそぎになり、人家に大損害が起こる
11	28.5以上～32.7未満	広い範囲で破壊が起きる
12	32.7以上	

鹿追町	鹿追町役場町民課住民生活係 〒081-0292 鹿追町東町1丁目15番地1(0156)66-4031(内線171) 平成22年 月発行
-----	---